

経営支援特別資金融資要綱

(目的)

第1条 この要綱は、最近の経済的環境の変化により、売上げの減少等業況悪化を来しているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる中小企業者等の資金調達を円滑にし、経営基盤の強化を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 資本の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号。以下「政令」という。）第1条第1項に掲げる業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの

イ 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令第1条第2項で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの

ウ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下のもの（ア及びイに掲げるものを除く。）

エ 特定事業を行う特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）であって、常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下のもの

(2) 組合

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）等に基づいて設立された組合（信用協同組合を除く。）であって、特定事業を行うものをいう。

(3) 中小企業者等

中小企業者及び組合をいう。

(4) 保証協会

山口県信用保証協会をいう。

(5) 取扱金融機関

県内に店舗を有する各銀行（株式会社ゆうちょ銀行を除く。）、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、山口県信用農業協同組合連合会及び保証協会と約定書を締結した農業協同組合をいう。

(6) 信用保証

この要綱による融資（以下「融資」という。）を受けるに当たって付した保証協会の保証をいう。

（融資の対象）

第3条 融資を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて備えなければならない。

(1) 最近の経済的環境の変化により、経営の安定に支障を生じており、次のいずれかの要件に該当すること。

ア 最近3カ月又は6カ月又は直近決算の売上高が前年同期に比して5%以上減少していること。

イ 最近3カ月又は6カ月又は直近決算の売上高が前年同期の売上高に比して減少しており、直近決算において経常利益ベースで赤字であること。

(2) 以下のア、イ及びウを全て満たすこと。

ア 一時的に経営の安定に支障が生じている原因が投機的な不動産・株式等の取引等でないこと。

イ 経営合理化等により、今後3年以内に売上高又は経常利益の回復が見込まれること。

ウ 取引金融機関の支援が確実に見込まれること。

(3) 県内に事業所を有し、事業を1年以上行っていること。

(4) 事業税を滞納していないこと。

(5) 銀行取引停止処分又はでんさい取引停止処分を受けていないこと。

(6) 保証協会の求償権に対して弁済義務を有していないこと。ただし、連帯保証人にある場合は、現に弁済中であるなど、その求償権の支払いについて誠意のある場合は、この限りでない。

（融資の条件）

第4条 融資の条件は次のとおりとする。

(1) 資金用途

売上げの減少等の業況悪化に対応して、経営合理化等により業況回復を図るために必要となる運転・設備資金及び現状の雇用を維持していくために必要な運転資金

(2) 融資限度額

8,000万円

(3) 融資利率

5年以内 年1. 7%（責任共有制度対象外の場合は年1. 5%）

5年超 年1. 8%（責任共有制度対象外の場合は年1. 6%）

(4) 信用保証

全て保証付きとし、保証料率は、別表のとおりとする。

(5) 融資期間

運転・設備資金 10年（うち据置2年を含む。）以内

(6) 償還方法

原則として月賦

(7) 保証人

原則として法人の代表者以外は不要

(8) 担保

必要に応じて徴求する。

2 保証協会の業務方法書に定める保証金額の最高限度額を超えることはできないものとする。

（取扱期間）

第5条 融資の取扱期間は、平成29年4月1日から平成30年3月末日までとする。

（融資の申込み）

第6条 融資を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を、取扱金融機関に提出しなければならない。

(1) 事業税納税証明書（滞納がない旨の証明書）

(2) 保証を行うについて保証協会が必要とする書類

（保証協会及び取扱金融機関の取扱条件等）

第7条 保証協会及び取扱金融機関は、融資について、一般業務との区分を明確にしておくこと。

2 取扱金融機関は、融資を行うに当たっては、歩積両建預金の条件を付してはならない。

（融資を受けた者の遵守事項）

第8条 融資を受けた者は、当該資金を融資目的以外の目的に使用してはならない。

（原資の預託方法）

第9条 県は、融資を行うため、予算の範囲内において、原資を取扱金融機関に預託するものとする。

ただし、取扱金融機関の資格を喪失した金融機関については、資格を喪失した日以前に貸し付けた制度融資に係る原資について、当該金融機関に預託するものとする。

2 前項の原資の預託時期及び利息については、別に定めるものとする。

3 取扱金融機関に対する原資の預託期間は、前項の預託した日から当該年度の末日（知事が別に定めたときは、その期日）までとする。

(原資に対する取扱条件)

第10条 取扱金融機関は、融資に係る原資の預託を受けたときは、預託金に別に定める協調倍率を乗じた金額以上の融資残高を保有するように努めなければならない。

(繰上償還)

第11条 知事は、融資を受けた者等がこの要綱に違反した場合には、取扱金融機関に対し、当該融資に係る資金に対する原資として預託した預託金の繰上償還を請求することができる。

2 取扱金融機関は、融資を受けた者が、前項の規定に該当する場合には、当該融資に係る資金の繰上償還を請求することができる。

(弾力運用)

第12条 知事は、この要綱の定めにかかわらず、経済環境の変化等の事由により融資の条件等について変更する必要があると認めるときは、保証協会及び取扱金融機関等と協議して変更することができる。

2 知事は、前項により変更した場合には、速やかに保証協会及び取扱金融機関等に通知するものとする。

(報告)

第13条 保証協会は、融資に係る毎月の保証状況を山口県中小企業制度融資状況月報(別記第1号様式)及び当月保証承諾明細表(別記第2号様式)により、翌月10日までに知事に報告しなければならない。

(調査)

第14条 知事は、融資を受けた中小企業者等、保証協会又は取扱金融機関に対し必要な調査を行うことができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、なお必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

保 証 料 率

- 1 信用保証が中小企業信用保険法（以下この表において「法」という。）第3条第1項に規定する普通保険、法第3条の2第1項に規定する無担保保険及び法第3条の10第1項に規定する特定社債保険に係るもの（保険事故の発生率を算出することができない場合として経済産業省令で定める場合を除く。）

中小企業の財務内容その他の経営の状況を勘案して経済産業省令で定めるところにより算出される保険事故の発生率に応じて保証協会が適用した区分に応じた保証料率

(単位：年%)

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.45	1.34	1.19	1.03	0.88	0.77	0.61	0.46	0.34
責任共有外保証料率	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	0.88	0.72	0.56	0.40

- 2 信用保証が法第3条第1項に規定する普通保険、法第3条の2第1項に規定する無担保保険及び法第3条の10第1項に規定する特定社債保険に係るもの（保険事故の発生率を算出することができない場合として経済産業省令で定める場合に限る。）

(単位：年%)

責任共有保証料率	0.88
責任共有外保証料率	1.08

- 3 信用保証が上記1及び2以外の保険に係るもの
保証種別に応じた保証料率

(単位：年%)

保 証 種 別	保 証 料 率
災 害 関 係 保 証	0.65
特別小口保険に係る保証	0.65
経 営 安 定 関 連 保 証	0.65
創 業 関 連 保 証	0.65
創 業 等 関 連 保 証	0.65
そ の 他 の 保 証	保証協会所定の保証料率-0.15% (ただし、下限を0.65%とする。)

注1)上記1～3の保証料率については、いずれも融資額(貸付金額)に対する年率(%)。

注2)特別小口保険に係る保証の保証料率については、特定非営利活動法人の場合、0.56(責任共有制度対象)。

別記

第1号様式

山口県中小企業制度融資状況月報（平成 年度 月分）

山口県信用保証協会

（金額 単位：千円）

資金の種類	保証 承諾 年度	前月末保証 債務残高(A)		区 分	保証申込		保証承諾		融資実行(B)		償 還(C)		代位弁済(D)		当月末保証 債務残高(E)	
		件数	金額		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
				当月中												
				年度中												
				当月中												
				年度中												
				当月中												
				年度中												

(注) (A) + (B) - (C) - (D) = (E)

第2号様式

当 月 保 証 承 諾 明 細 表

資金の種類	業 種	企 業 名	資本金 (千円)	従業員数	所 在 市 町	申込金額 (千円)	保証金額 (千円)	資金使途	融資期間 (据置)	備 考

- (注)
1. 業種は、日本標準産業分類の中分類で記載すること。
 2. 資金使途は、運転、設備又は運転・設備と記載すること。
 3. 融資期間は月単位で記載すること。
 4. 当月中に保証承諾したものについて記載すること。